



# 労災保険 特別加入制度のご案内

---

映適スタッフセンター労災

2023年 12月 11日

# 目次

---

1. 労災とは・映適スタッフセンター労災とは
2. 加入対象者：芸能関係作業従事者とは
3. 補償の対象となる範囲
4. 保険給付の7種類
5. 加入時の費用について
6. 基礎給付日額とは
7. 基礎給付日額と年間保険料
8. 基礎給付日額の変更

# 1

## 労災保険とは

労災保険は本来、企業等に雇用されている従業員（労働者）の業務中、通勤中の災害に対して、従業員または従業員の家族に必要な保険給付を行う国の補償制度です。個人事業主・フリーランスは労働者にあたらないためこの制度の対象外であり、そのため「特別加入」という制度によって特定の作業従事者が加入できる枠組を設けています。

## 映適スタッフセンター労災とは

2021年4月1日に、この特別加入者の範囲に「**芸能関係作業従事者**」が追加されました。

この制度を使い、映像制作現場で働くフリーランスの方々に安心して働ける環境作りの一助となるべく「映適スタッフセンター労災」を設立します。

**スタッフセンターに登録しているスタッフならどなたでも加入できます。**

※映適WEBから申請するとpastureからの招待メールが届きますので、規約等を確認後、登録を完了させてください。

申請から招待メールが届くまで1, 2営業日かかる場合があります。

## 加入対象者：芸能関係作業従事者とは

放送番組（広告放送を含む）、映画、寄席、劇場における音楽、演芸、その他の芸能の提供の作業又はその演出もしくは企画の作業に従事する人をいいます。

### ◆芸能製作作業従事者

- 制作（担当・進行・デスク等） プロデューサー ラインプロデューサー 監督・助監督・監督助手・演出
- キャスティング・俳優担当 脚本 スクリプター 撮影 VE・DIT・映像 撮影効果（ドローン他）
- 視覚効果・VFX 照明 録音 特機 美術 装飾・小道具・持道具 大道具・装置
- 衣裳・衣装・スタイリスト ヘアメイク 造形・特殊メイク 特殊効果・操演 殺陣・擬斗・スタント
- 車輜 編集 調音・整音 音響効果・選曲 スチール メイキング マネージメント 他

### ◆芸能実演家

- 俳優（舞台俳優、映画及びテレビ等映像メディア俳優、声優等） 舞踊家（日本舞踊、ダンサー等）
- 音楽家（歌手、謡い手、演奏家、作詞家、作曲家等）
- 演芸家（落語家、漫才師、奇術師、司会、DJ、大道芸人等） 他

# 3

## 補償の対象となる範囲

### 1. 業務災害

- ア：契約に基づき報酬が支払われる作業のうち、放送番組（広告放送を含む）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出もしくは企画の作業（ただし、建設の事業及びアニメーション制作作業を除く）及びこれに直接附帯する行為を行う場合。
- イ：アに必要な移動行為を行う場合（通勤災害の場合を除く）

### 2. 通勤災害

一般の労働者の場合と同様。

## 保険給付の7種類

	支給事由	給付の種類
1	ケガをした病気になった	療養補償給付
2	ケガ・病気で働けない	休業補償給付
3	1年6か月療養しても治らない	療養補償→傷病補償年金に切替
4	傷病は治った（注）が障害が残った	障害補償給付
5	3・4を受ける方の中で一定の障害を有する方で介護を受けている	介護保障給付
6	亡くなってしまった	遺族補償給付
7	亡くなった方の葬祭を行う	葬祭料

（注）完治せず症状が固定した場合（これ以上治らないという状態）を含みます

各項目・給付条件の詳細は

[厚生労働省ホームページ内「特別加入制度のしおり」〈特定作業従事者用〉](#)をご確認ください。

## 加入時の費用について

1. 労災保険料（給付基礎日額※に応じた金額）※「7 給付基礎日額と年間保険料」参照
2. 月会費 500円（WEBサイト保守等、労災事務局運営経費として納めていただきます）

★年度の途中で年度内（3月）まで加入した場合の保険料の計算：

給付基礎日額が10,000円を選び、1月から加入する場合、1年間の保険料は10,950円なので、

**保険料は $10,950円 \div 12か月 \times 3か月 = 2,737円$ （A）**となります。

**月会費は、 $500円 \times 3か月 = 1,500円$ （B）**ですので、**総額は $A + B = 4,237円$** となります。

★4月から加入する場合の保険料の計算：

給付基礎日額が10,000円を選び、4月から加入する場合、1年間の**保険料は10,950円（C）**となります。

**月会費は、 $500円 \times 12か月 = 6,000円$ （D）**ですので、**総額は $C + D = 16,950円$** となります。

※年度の途中で脱退する場合、脱退月以降の未経過月分の年間保険料は月割で返金しますが（振込手数料は加入者にご負担いただきます）、月会費の返金はいたしません。

# 6

## 給付基礎日額とは

**給付基礎日額とは、保険料を始め各補償の給付額を算定する基礎となるものです。**

年間保険料は、給付基礎日額を基に特定の料率を乗じて決められます。

一般の労災では算定方式に従って直近賃金から計算されますが、特別加入団体では3,500円から25,000円までの16段階の給付基礎日額（次頁）が決められており、加入者は任意で選ぶことになります。

給付基礎日額を低く設定すると保険料は安くなりますが、その分いざ補償を受けるとなったときの給付額も少なくなり、過剰な給付基礎日額を設定した場合、補償を受けるときに検査が入り給付不可となる可能性があります。

適正な額の設定をお願いいたします。

**ご自身の年収÷365 が給付基礎日額の目安です。**



## 給付基礎日額と年間保険料 / 16段階あります

<加入者ご自身でお選びください>

	給付基礎日額	年間保険料
1	25,000	27,375
2	24,000	26,280
3	22,000	24,090
4	20,000	21,900
5	18,000	19,710
6	16,000	17,520
7	14,000	15,330
8	12,000	13,140

	給付基礎日額	年間保険料
9	10,000	10,950
10	9,000	9,855
11	8,000	8,760
12	7,000	7,665
13	6,000	6,570
14	5,000	5,475
15	4,000	4,380
16	3,500	3,831

◆労災で仕事ができない日が4日以上になったときの休業補償給付の例◆ ※休業補償は4日目以上となった場合が対象です。

給付基礎日額 3,500円の方が20日間休業した場合・・・47,600円 (3,500円×80%×17日=47,600円)

給付基礎日額25,000円の方が20日間休業した場合・・・340,000円 (25,000円×80%×17日=340,000円)

【計算方法】休業4日目以降、休業補償給付が給付基礎日額の60%、特別支給金が給付基礎日額の20%、あわせて80%×休業日数が支給されます。休業が20日だった場合、4日目から休業補償が出るため、補償の対象の日数は17日間となります。

# 8

## 給付基礎日額の変更

---

基本的に決めた日額は変更出来ませんが、以下のタイミングで申請することによって変更が可能です。

1. 事前申請 : 更新手続き時に、翌年度の日額を変更して申請する。
2. 更新期間中申請 : 6月1日から7月10日までに申請することによって、4月1日に遡って日額を変更できる。

**注意 : 申請前に既に発生している災害に対しては、従前の給付基礎日額が適用となります。**